第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	商工振興課

契約業者名・住所	松戸商工会議所・松戸市松戸１８７９番地の１
工事等の名称	ジョブトレーニング等業務実施施設賃貸借
工事等の場所	松戸市松戸２０６０　松戸商工会議所　別館２階１室
種　別	建物賃貸借
工事等期間	令和８年４月１日から令和８年７月３１日まで
契約金額	８１４，８１２円
工事等の概要	若年無業者の職業的自立を図るために、地域若者サポートステーション事業及びジョブトレーニング等業務の実施施設として賃貸借するもの。
随意契約の理由	松戸商工会議所別館は、松戸駅から徒歩７分と近く、利用者にとって通いやすい立地にあり、セミナー実施会場である勤労会館やハローワーク松戸にも近い利便性を活かし、受託事業者である特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所が受付から相談、計画作成、研修実施、就職サポート、就職後の定着まで総合的な支援をしています。 加えて、費用面においても、近隣他施設と比較して、割安な賃借料にて賃貸借契約を締結することができ、若者就労支援の事業目的を達成するために、最適な施設といえます。 既に本事業実施場所として９年が経過しており、認知度が高まっていることから、当該施設を継続して利用することにより、若年無業者に対する安定的な支援が可能となります。

	以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し、松戸商工会議所を相手方として選定し、随意契約を締結するものです。